近畿大学英語学習施設「英語村 E³[e-cube]利用規約

（総則）

第 1 条 この規約は、近畿大学（以下「本学」という。）が運営・管理する英語学習施設「英語村 E³[e-cube]（イーキューブ）」（大阪府東大阪市小若江3丁目4−1に所在するものをいい、以下「当施設」という。）の利用について、必要な事項を定める。

（利用目的）

第 2 条 利用者は、当施設について英語学習を目的として利用するものとする。

（利用者）

第 3 条 当施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）本学の学部生（通信教育部の正科生及び短期大学部生を含み、科目等履修生及び聴講生を除く。）及び大学院生（研究生、科目等履修生及び聴講生を除く。）

（2）本学の教職員

（3）その他特に本学が認める者

（利用時間）

第 4 条 当施設の利用時間は、別に定める。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を中止させ、又は利用の全部若しくは一部について制限する場合がある。

(1) 当施設の貸出予約があるとき。

(2) 施設・設備の保守、点検等を行うとき。

(3) 感染症拡大防止の必要があるとき。

(4) 本学がイベント等のため使用する必要があるとき。

(5) その他利用を制限すべき正当な事由があるとき。

（オンラインプログラムの利用環境）

第 5 条 当施設が提供するオンラインプログラムを利用する場合に必要な端末、通信設備、通信料金等は、利用者の負担とする。ただし、本学が学生・教職員に対して提供する通信環境を利用することを妨げない。

（禁止事項）

第 6 条 利用者は、当施設利用に関し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 11 号、第 14 号から第 16 号まで及び第 23 号に掲げる行為については、あらかじめ本学の許可を得た場合は、この限りでない。

（1）法令に違反する行為
（2）本学が規定するハラスメント行為
（3）当施設の講師・スタッフに対する SNS 交換の強制その他過度の交流を強いる行為
（4）第三者の財産、名誉、信用、プライバシー等を侵害する行為
（5）本人の同意なく個人情報を開示、漏洩等する行為
（6）虚偽情報の意図的な提供その他風説を流布する行為
（7）不正なアクセス若しくはコンピュータウイルスの配布又はそれらを助長する行為
（8）本学又は第三者の通信を阻害する行為
（9）他の利用者に迷惑を及ぼす行為
（10）著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、本学又は他の利用者その他の第三者に不安を覚えさせる行為
（11）火器の持込み
（12）過度な音、振動、臭気等を発する物品の持込み
（13）危険物や不潔な物を持込み、過度な軽装、不潔な服装等での立入り
（14）物品の放置等による占有
（15）宗教活動、政治活動等
（16）情報商材の販売に関わる行為
（17）性風俗事業に関わる行為
（18）マルチ商法又はそれに類する行為
（19）賭博・ギャンブルに関連する行為
（20）本学又は当施設の名誉又は信用を傷つける行為
（21）居住又は宿泊
（22）飲酒
（23）当施設内外に貼紙等を掲示する行為
（24）この規約その他当施設の利用に関する諸規則に違反する行為
（25）前各号に該当するおそれがある行為
（26）その他社会的に不適切と認められる行為

（利用の中止・制限）
第 7 条 本学は、利用者が前条各号の規定に抵触する行為を行ったときは、当施設の利用を中止させ、又は利用の全部若しくは一部を制限することができる。
2 本学は、Global & International Volunteers at E^3[e-cube]（以下「G.I.V.E.」という。）が定める規則に違反し、又は著しく G.I.V.E.の活動を妨げると村長が認めた学生に対して、当施設の利用を中止させ、又は利用の全部若しくは一部を制限することができる。

（損害賠償）

第 8 条 利用者は、当施設の利用に際して、当施設の設備、備品等を毀損し、その他本学に損害を与え、又は第三者に損害を与えた場合は、これを賠償する責を負うものとする。

（遵守事項）

第 9 条 利用者は、当施設の利用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 利用者間で生じたトラブルは、当該利用者間で解決を図ること。

(2) 当施設の講師・スタッフの指示に従うこと。

(3) 学部生又は大学院生が対面プログラムを利用する場合は、有効な本学学生証を携帯すること。

(4) オンラインプログラム利用者は、大学から付与されたメールアドレスを使用して利用申込をすること。

(5) 貴重品及び所持品の管理は、自己の責任で行うこと。

（規約の変更）

第 10 条 本学は、利用者の承諾を得ることなく、利用者一般の利益に適合し、又は当施設利用の趣旨に照らし合理的と認められる範囲でこの規約を変更できるものとする。

2 本学は、この規約を変更する場合は、利用者に対して事前に通知、掲示等するものとする。ただし、変更内容が軽微であると認められるときは、事後の通知、掲示等とすることができる。

3 利用者がこの規約の変更を知りながら当施設利用したときは、変更後の規約に同意したものとみなす。

（準拠法等）

第 11 条 この規約及び当施設の利用は、日本法に準拠するものとする。

2 当施設に関連する情報管理については、『学校法人近畿大学情報セキュリティポリシー』に準拠するものとする。

（裁判管轄）

第 12 条 当施設の利用に関する紛争（訴訟を含む。）については、日本法を準拠法とし、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の付加的合意管轄裁判所とする。

以上

附 則

この規約は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規約の改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。